



Gマーク申請受付期間

令和2年7月1日(水)～同7月14日(火) 土・日曜日は除く

新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言が再度発令された場合等は、窓口対応を中止とさせていただきます、郵送での対応のみとなる場合もありますのでご了承ください。

申請受付場所・時間

中部トラック総合研修センター (みよし市福谷町西ノ洞21-127)

9時00分～16時00分(時間厳守)

TEL 0561-76-2242



一般社団法人

愛知県トラック協会

CONTENTS

2020年6月
第531号

-
- ◆ 第2回 常任理事会 …………… 1
 - ◆ 新入会員 …………… 5
 - ◆ 名称等変更 …………… 6
 - ◆ 第9回 愛ト協
省エネ走行競技会実施のご案内 … 7
 - ◆ 不正改造は犯罪です …………… 8
 - ◆ 支部だより …………… 10
 - ◆ 国道23号通行ルール …………… 11
 - ◆ 令和2年度 全ト協表彰
優秀運転者顕章候補者の
推薦について … 12
 - ◆ 業務課からのお知らせ …………… 14
 - ◆ 夏は飲酒運転事故が多発! … 15
 - ◆ 軽油価格調査 …………… 16
 - ◆ 一般貨物自動車の
増減車動向について …………… 17
 - ◆ 中部地方における運輸の動き …… 18
 - ◆ 支部行事 …………… 19
 - ◆ 青年部会 …………… 20
5月会議・委員会開催状況
7月の活動予定
 - ◆ 女性部会のご案内 …………… 21
 - ◆ 陸 災 防 …………… 22
愛知労働局管内死傷災害発生状況
-

第2回 常任理事会

新型コロナウイルス感染防止の観点から書面会議によるみなし決議にて成立した

理事会の決議があったものとみなされた日

令和2年5月20日

理事会の決議があったものとみなされた事項の提案をした理事

理事 寺岡 洋一

議事録の作成に係る職務を行った理事

理事 牟田 光良

(決議事項)

1. 総務委員会からの答申について

資料『総審議1・総審議2』記載のとおり原案が承認された。

- 令和2年度総合防災訓練参加実施計画大綱(案)について ※別添「審議1」参照
- 令和3年度税制改正要望について ※別添「審議2」参照

2. 入退会の承認について

資料『審議3』記載のとおり原案が承認された。

入会6社/退会3社 5月承認時点会員数2,635社

(報告事項)

1. 未収会費について

資料『報告1』のとおり報告した。

- 第一支部 31,950円(1社)

2. 支部行事結果報告について

資料『報告2』のとおり報告した。

- 交通安全活動 7回(延べ136名参加)
- 支部セミナー、各種研修・講習会 14回(延べ710名参加)
- その他行事(健康診断) 1回(延べ283名参加)

3. 交通事故情勢について

資料『報告3』のとおり報告した。

【県内事故】(令和2年4月)

集計数	月計			年計		
	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数
発生数	1,651	17	1,907	8,427	55	10,038
前年比	-1,000	3	-1,284	-2,013	12	-2,508
増減率(%)	-37.7	21.4	-40.2	-19.3	27.9	-20.0

【事業用トラック】(令和2年4月)

	件数(月)	死者数(月)	件数(年)	死者数(年)
事業用	4	4	10	10
会員	3	3	8	8
第一原因	3	3	5	5

総 審 議 1

令和2年度 総合防災訓練参加実施計画大綱 (案)

《説明》例年同様、令和2年度も大規模地震災害を主とした各市町村の防災訓練に参加協力したく存じます。
 なお、本計画大綱(案)は、昨年度実績をもとて作成していることから、変更となることがあります。
 その他、行政より参加要請があった場合には、それぞれ対応をいたします。

想定	実施月日	実施場所	参加支部	参加車両数	参加人員	事業費 車両借上費(円)	摘 要
地震	1	春日井市 (出川小学校)	尾東支部	2台	2名	66,000 (@33,000×2台)	春日井市の訓練に参加
	2	一宮市 (九品地公園緑地場一帯)	尾西支部	2台	4名	66,000 (@33,000×2台)	一宮市の訓練に参加
	3	田原市 (白浜海浜公園)	東三支部	1台	2名	33,000 (@33,000×1台)	田原市の訓練に参加
	4	豊橋市 (小沢小学校他)	東三支部	2台	5名	66,000 (@33,000×2台)	豊橋市の訓練に参加
	5	豊川市 (陸上自衛隊豊川駐屯地訓練場)	東三支部	1台	5名	33,000 (@33,000×1台)	豊川市の訓練に参加
	6	名古屋市長区 (桜丘中学校)	名古屋 第一支部	1台	2名	33,000 (@33,000×1台)	名古屋市の訓練に参加
	7	名古屋市長区 (川名公園)	名古屋 第二支部	1台	1名	33,000 (@33,000×1台)	名古屋市の訓練に参加
	8	幸田町 (防災広場)	西三支部	2台	4名	66,000 (@33,000×2台)	幸田町の訓練に参加
	9	尾張旭市 (瀬戸小学校)	尾東支部	1台	3名	33,000 (@33,000×1台)	尾張旭市の訓練に参加
	10	西尾市 (幸津小学校)	西三支部	1台	3名	33,000 (@33,000×1台)	西尾市の訓練に参加
	11	飛島村 (北柳浜遊樂所)	尾西支部	1台	3名	33,000 (@33,000×1台)	飛島村の訓練に参加
	12	蒲郡市 (竹島公園)	東三支部	1台	2名	33,000 (@33,000×1台)	蒲郡市の訓練に参加
	13	半田市 (知多南都総合卸売市場他)	知多支部	1台	2名	33,000 (@33,000×1台)	半田市の訓練に参加
	14	東海市 (明備小学校)	知多支部	1台	2名	33,000 (@33,000×1台)	東海市の訓練に参加
合 計				18台	40名	594,000円 (@33,000×18台)	

備 考 1. 本計画大綱は、協会が県並びに市の緊急輸送契約当事者として参加する訓練を主体とした。 2. 本計画の承認後は、具体的訓練計画をもって県、市の総合防災訓練に参加する。 3. 実施月日、実施場所等は、都合により変更することがある。

■ 令和3年度税制改正要望事項一覧

(総) 審議 2

項目		令和2年度 与党税制改正大綱の結果	令和3年度 要望事項 詳細	支部
1. 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現				
一般財源化により課税根拠を失った軽油引取税の旧暫定税率廃止	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度税制改正において軽油引取税が一般財源化された際、税率水準の検討を行ったが、地球温暖化対策の観点、また国・地方の苦しい財政状況を踏まえて税率水準を維持することとされた経緯等を踏まえて、検討すべきとされており、要望は見送られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ① ドライバー不足や働き方改革によるコスト増、労働条件の改善など課題解決に向けた原資として課税免除若しくは旧暫定税率の廃止 ② 道路特定財源制度が廃止され一般財源化されたのであるから軽油引取税の廃止 ③ 環境対策については「地球温暖化対策のための税」が適用(3段階)されており負担増になっているため、「地球温暖化対策のための税」の速やかな廃止 	第一 尾西 第二 知多 第三 西三 第四 東三 尾東	
自動車税の引下げと営業自格差見直し反対	<ul style="list-style-type: none"> 自動車取得税廃止後(平成31年10月1日)に導入される自動車税環境性能割について、トラックについては、平成28年度税制改正で決定した燃費基準の達成状況に応じた課税の枠組みが維持された。 自動車税における営業自格差は堅持された。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 過重で不合理な自動車税制の簡素化と自動車ユーザーの負担軽減を求める。 ② 実質的な二重課税となる自動車税の環境性能割の廃止 ③ 自動車重量税の廃止 ④ 牽引車と被牽引車の連結時、連結部分に被牽引車の最大積載量の一部が加わっており、その部分の自動車税は牽引自動車側で負担しているため被牽引車の自動車税と重複している。重複分は是正廃止すべき 	第一 第三 第二 第四 第三 知多 第四 東三	
自動車重量税の道路特定財源化	<ul style="list-style-type: none"> 要望は見送られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 一般財源化による不公平な負担を是正すべく廃止 	知多	
揮発油税の二重課税反対	<ul style="list-style-type: none"> 一部見直しの上、適用期限が2年延長された。 	<ul style="list-style-type: none"> ① ガソリン税に消費税がかけられている「タックスオン タックス」は二重課税で不合理な仕組みであることから速やかな廃止。 	第一 尾西 第二 知多	
2. 特別措置の延長・拡充				
物流総合効率化法に基づく特別措置の延長	<ul style="list-style-type: none"> 一部見直しの上、適用期限が2年延長された。 常時使用する従業員数の要件を500人以下(現行1,000人以下)に引き下げる等した上で、適用期限が2年延長された。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 労働力不足に対応して雇用者を増加する事業主を支援するためにも延長を求める。 	第一	
少額資産即時償却の延長	<ul style="list-style-type: none"> 特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の適用期限が2年延長された。 雇用者数が増加した場合の税額控除制度について、一部要件の変更等を行った上で、適用期限が2年延長された。(※いずれも地方活力向上地域等におけるもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ① コロナウイルス感染拡大の影響による輸送量の落ち込みが発生していることから、自社保有の事業用地に限り固定資産税を減免する等、公共性が非常に強いトラック運送事業者の経費負担をなるべく各種税制の減免を要望する。 	第一 第三 第二 第四 第三 尾東	
地方拠点強化税制の延長				
雇用促進税制の延長	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税の軽減措置の適用について、要望は見送られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 大規模災害発生時に、運送業界は、緊急物資の輸送、がれき除去等社会インフラとしての機能を果たす役割がある。トラック協会が運営する防災施設を適切に維持・運営するにあたり固定資産税の軽減措置を要望する。 	第一 第二 第三 知多 第四 西三	
固定資産税等の減免				
トラック協会が運営する地域防災・災害対策関連施設等について固定資産税の軽減措置の適用				

■ 令和3年度予算に関する要望事項一覧

項目	令和元年度補正予算・令和2年度予算の内容	令和2年度 要望事項 詳細	支部
<p>高速道路料金の更なる引下げ</p>	<p>1. 令和元年度補正予算(令和2年1月30日に国会で成立) ① 令和元年度末で期限を迎える、自動車運送事業者のETC2.0搭載車を対象とした高速道路料金の大口・多額度割引150%枠について、令和2年度末(令和3年3月末)まで継続するための予算として、78.49億円が措置された。 ② トラック運送業における労働生産性の向上や持続的な経営の確保を図るため、荷役作業の効率化に資する機器(テールゲートリフター、ユニック車、フォワードテック)の導入支援のための予算として、1億円が措置された。 ③ 物流ネットワーク強化のため、三大都市圏環状道路等の整備や財政投融資等を活用した新名神高速道路の早期開通、トンネル連続走行の実現に向けた準備調査を実施する。(補正予算113.69億円、財政投融資5.500億円) ④ 食品流通の合理化や幹線輸送の効率化等に係る実証事業を実施するための予算として、1億円が措置された。</p>	<p>① 平日昼間の割引廃止・夜間割引の縮小、消費税率引上げによる料金値上げ等により、高速道路利用料金が大幅に増加しており経営を圧迫しているため、更なる割引制度の拡充と利用料金の大幅な値下げを求める。</p> <p>② 営業用は継続的に無料化する等の優遇措置を設け、社会インフラとして物流効率化やドライバーの過労を抑制する効果、環境保全に資する高速道路の一層の利用促進を求める。</p> <p>③ 割引制度の明瞭化を求める。</p>	<p>第一 第四 尾西 尾西 知西 三東</p>
<p>働き方改革実現のための諸対策に係る補助・助成の拡充</p>	<p>2. 令和2年度予算(令和2年3月27日に国会で成立) 〇トラック運送事業関係 ① 最先端の低炭素型ディーゼルトラック導入補助、電気トラック導入補助(39.65億円)<環境省連携事業> ② 車両動態管理システム、予約受付システム等導入支援(41.5億円) <経済産業省連携事業> ③ 次世代自動車(NGTトラック、ハイブリッドトラック)普及促進(5.12億円の内数) ④ 事故防止対策(先進安全自動車、デジタル式運行記録計等の導入等)支援推進事業(8.74億円の内数) ⑤ 働き方改革の推進(輸送品目別の取組の強化、ホワイト物流推進運動の展開等)(0.95億円) ⑥ 燃費改善事故防止のための運転者向けスクリーンモニタリング検査の普及促進(0.4億円) ⑦ 輸送効率化(連結トラック導入、スワップボディー専用導入)支援事業(7.8億円の内数)<環境省関係> 〇道路関係 ① 効率的な物流ネットワークの強化(4.304億円) ・三大都市圏環状道路等の整備推進、安全・円滑な物流等のための道路ネットワーク構築等の推進、ダブル連結トラックによる省人化、特車通行許可の効率化、高速道路インフラ活用策の検討等 ② 災害時における人流・物流の確保(4.094億円) ・ミツウリルガ等の整備の推進、大雪時の車両の立ち往生を防止・軽減するための除雪体制の強化等 ③ 交通安全対策の推進(1.688億円) ・高速道路の暫定2車線区間の4車線化及び付加車線設置等の推進、SA・PA駐車マス不足解消等 ④ 道路ネットワークによる地域・拠点の連携(2.579億円) ・地理・拠点をつなぐ高速道路ネットワークの構築、スマートICの活用等 〇厚生労働関係 ① 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業(9億円) ・「働き方改革推進支援センター」における長時間労働の是正、同一労働同一賃金等に係る窓口相談の実施等 ② 自動車運送業、建設業、情報サービス業における勤務環境の改善(84億円) ・生産性向上を図り時短に取り組みするための助成金の活用促進、取引環境・長時間労働改善ガイドラインの周知等</p>	<p>① 長時間労働の抑制や環境保全に資するためにも、ETC2.0搭載車に対する高速道路料金の大口多額度割引の実質割引率50%を図りたい。(走行距離や時間帯によって割引率が変動するため)</p> <p>② ETC2.0搭載車に対して、大口多額度割引の継続は補正予算で行われているが、本予算に変更してほしい。</p> <p>③ 少子高齢化に伴う若年労働力確保のため諸施策に対する助成制度の創設を求める。</p> <p>④ 荷主と一体となった生産性の向上や労働力確保に繋がる労働環境の改善に向けて、「ホワイト物流推進運動」の更なる展開や取引環境の改善等、各事業者が取り組んでいくための支援策を充実・拡大されたい。</p>	<p>尾東 東三</p>
<p>道路の積極的な活用に向けた諸施策の実現</p>			
<p>環境対策及び省エネ対策のための補助</p>		<p>—</p>	
<p>交通安全対策のための補助</p>		<p>① 今年度について諸対策にて予算の拡充がなされたが、各事業の集積状況を見ても、必要としている事業者は多く、翌年度も事業の継続と更なる予算の拡充を求めたい。</p>	<p>西三</p>
<p>フェリー等利用に対する補助・助成制度の創設</p>		<p>—</p>	
<p>下関北九州道路の早期実現</p>		<p>—</p>	

新 入 会 員

支部	名 称	所 在 地	代 表 者	車 両 数			電 話
				大	中	小	
第三	浅井建材 (株)	〒455-0027 名古屋市港区船見町46	浅井 剛	6	0	0	(052) 602-8503 FAX 602-8504
第四	T. S. R (株)	〒462-0036 名古屋市北区長喜町4丁目21番地の2 (連) 〒454-0835 名古屋市中川区八家町1丁目74-1	佐伯 勉	0	2	3	(052) 398-5501 FAX 398-5502
第四	(株) T. S. コーポレーション	〒454-0981 名古屋市中川区吉津4丁目3101番地	鈴木 知子	0	8	1	(052) 439-1332 FAX 439-1341
尾西	(株) M E D	〒491-0832 一宮市若竹町4丁目5-11 (連) 〒491-0806 一宮市千秋町浮野西望戸6	江田 基成	25	0	4	(0586) 82-0501 FAX 82-0502
尾西	(有) 伸成商事	〒496-0005 津島市神守町字下町1番地1 (連) 〒496-0019 津島市百島町字中割58番地	垣見 光伸	7	1	0	(0567) 25-2119 FAX 26-9569
東三	J n e t (株)	〒441-8077 豊橋市神野新田町字ヨノ割74番地	大村 加津生	14	3	0	(0532) 31-6767 FAX 31-6787

退 会 会 員

支部	名 称	所 在 地
第二	(有) サンジョウ	名古屋市南区
第三	萱場運輸 (有)	名古屋市港区
第四	日通富山運輸 (株)	富山県射水市

会員事業者名称等変更

受付	変更内容	支部	新	旧
2020/4/24	代表者	第一	西濃運輸株式会社 名古屋支店 碓 昌己	後藤 一樹
2020/4/1	代表者	第三	有限会社上豊運輸 池田 浩也	津田 浩之
2020/4/1	代表者	第三	上山興産有限会社 上山 寛司	上山 六雄
2020/4/1	代表者	第三	呉産業有限会社 加藤 裕二	加藤 光子
2020/4/1	事業者名 代表者 電話番号	第三	セントラル・タンクターミナル株式会社 名古屋事業所 北ターミナル 佐藤 久佳 052-619-7747	宝クミカル株式会社 山内 雅景 052-619-7731
2020/4/10	代表者	第三	株式会社UACJ物流 福井 裕之	金崎 真康
2020/4/14	事業者名 代表者	第三	日鉄物流大阪株式会社 中部物流部 関本 豊	日鉄日新海運株式会社 名古屋営業所 黒田 太郎
2020/4/14	代表者	第三	大富輸送株式会社 平野 正之	有元 健次
2020/4/14	代表者	第三	鴻池運輸株式会社 田中 俊	田中 貴弘
2020/4/16	事業者住所 連絡先住所 電話番号 FAX番号	第三	三洋輸送株式会社 名古屋市港区空見町35 455-0847 名古屋市港区空見町35 052-383-3007 052-383-3008	名古屋市港区築地町1-3 455-0045 名古屋市港区築地町1-3 052-661-2871 052-652-1297
2020/4/6	事業者住所 連絡先住所 電話番号 FAX番号	第四	株式会社WORKS 名古屋市港区入船二丁目2番4号ライトクロト名港2階 455-0032 名古屋市港区入船二丁目2番4号ライトクロト名港2階 052-387-5131 052-387-5132	名古屋市中川区舟戸町5番21号 454-0805 名古屋市中川区舟戸町5番21号 052-665-6478 052-665-6479
2020/4/17	事業者名	第四	SBS三菱ロジスティクス株式会社	SBS三菱ロジ中部株式会社
2020/4/1	事業者名	尾東	東陸ロジテック株式会社	東洋陸運株式会社
2020/4/1	連絡先住所 電話番号 FAX番号	尾東	株式会社銀正 493-0007 一宮市木曾川町外割田字伊勢田195-1 0586-64-6077 0586-64-6078	491-0053 一宮市今伊勢町本神戸字河原33番地 0586-85-6466 0586-85-6477
2020/4/1	代表者	尾東	名北陸運有限会社 細野 幸生	細野 豊和
2020/4/3	代表者	尾東	入江運輸倉庫株式会社 名古屋営業所 工藤 浩貴	篠原 誠夫
2020/4/30	事業者住所 連絡先住所	尾東	株式会社大東ロジスティクス 小牧市多気南町299-1 485-0053 小牧市多気南町299-1	小牧市下小針天神1丁目257番地 485-0036 小牧市下小針天神1丁目257番地
2020/4/1	代表者	尾西	株式会社みついフードサービス 岩田 孝逸	岩田 世紀夫
2020/4/1	事業者名	尾西	株式会社アイ・エス・ラインー宮	株式会社小島運送
2020/4/1	代表者	尾西	ケーエルサービス西日本株式会社 辻 宏育	出射 薫
2020/4/1	事業者住所 連絡先住所 電話番号 FAX番号	尾西	株式会社ストライヴ・プロモーション 丹羽郡大口町御供所2-54 480-0135 丹羽郡大口町御供所2-54 0587-50-8200 0587-50-8202	江南市木賀町新開3 483-8254 江南市木賀町新開3 0587-55-7200 0586-85-6668
2020/4/1	代表者	尾西	土屋運送有限会社 土屋 智保	土屋 基博
2020/4/8	事業者住所	尾西	フロンティア株式会社 一宮市浅野字内浦4-1	一宮市多加木4-29-26
2020/4/9	支部	尾西	杉浦水産運輸有限会社 名古屋第4支部	尾西支部
2020/4/21	事業者住所	尾西	株式会社フジワラ・サービス 北名古屋市法成寺ツナギ畑51番地	北名古屋市の腰天神東28
2020/4/2	代表者住所 連絡先住所 電話番号 FAX番号	知多	株式会社ショウエイ 本田 淳 愛知郡東郷町大字春木字太子30センチユリー太子 301号 470-0162 愛知郡東郷町大字春木字太子30センチユリー太子 301号 0564-42-6762	成田 清子 東海市荒尾町下大脇6-8 476-0003 東海市荒尾町下大脇6-8 052-689-0206 052-602-1068
2020/4/1	代表者	西三	有限会社ジール 柴田 浩二	小野 泰典
2020/4/10	代表者住所 連絡先住所 電話番号 FAX番号	西三	有限会社いなべ物流サービス 古田 貴裕 473-0903 豊田市西田町宮前8番 0565-47-0362 0565-47-0363	渡辺 繁樹 470-1205 豊田市永覚町上長根35番地61 0565-71-0180 0565-71-0181
2020/4/13	代表者	西三	株式会社マルヤス物流サービス 戸籍 弘美	塩崎 正志
2020/4/15	事業者住所	西三	有限会社ドウイット 安城市今池町1-20-5	安城市今池町1-17-4 グローリアス新安城505
2020/4/20	事業者名	西三	有限会社コーヨー流通システム 豊田営業所	コーヨー急送株式会社 豊田営業所
2020/4/20	事業者住所	西三	丸共通運輸株式会社 碧南市浜田町4丁目34番地	碧南市港本町1-19
2020/4/23	代表者	西三	ワイズ通商株式会社 鈴木 康仁	新谷 哲史
2020/4/27	代表者	西三	株式会社ユーネットランス 熊澤 洋一	今井 眞一郎
2020/4/28	代表者	西三	株式会社丸運 和久井 稔	鈴木 猛
2020/4/1	事業者住所 連絡先住所 電話番号 FAX番号	東三	光栄運輸株式会社 豊橋市神野新田町字タノ割79 441-8077 豊橋市神野新田町字タノ割79 0532-39-4750	豊橋市牛川町字洗島89-17 441-8087 豊橋市牟呂町古田32 0532-48-6101
2020/4/1	代表者	東三	岡村運送株式会社 岡村 淳市	岡村 正治
2020/4/30	代表者	東三	天伯運輸有限会社 尾崎 健良	尾崎 亘洋



1. 競技の目的 競技会を通じて出場者の燃料消費の節減意識、省エネ運転技術のさらなる向上と環境保全意識の高揚を図ることを目的とします。
2. 日 時 **令和2年12月12日(土) 8時30分～15時00分**
※例年10月開催でしたが、令和2年度は、12月開催となります。
3. 場 所 中部トラック総合研修センター
みよし市福谷町西ノ洞21番地127
4. 出場者の資格 会員事業者の愛知県内の営業所に在籍し、かつ事業者が推薦する者。
※1事業者 3名を上限とします。
5. 競技審査 大型部門、中型A(6.5t)部門、中型B(4t)部門、準中型部門と部門別に競技を行います。
6. 募集期日 **令和2年8月1日(土)～令和2年10月12日(月) 必着**
7. 受付方法 申込み等の概要につきましては、後日、愛知県トラック協会ホームページに掲載及び定期発送にてご案内いたします。

このような改造は不正改造です!!



① 基準不適合マフラーの装着・消音器の取り外し



基準不適合マフラーの装着やマフラーの切り取り等は、排気騒音が規制値を超えたり、騒音が周囲に被害を及ぼす原因に繋がります。

② タイヤ及びホイールの車体(フェンダー)外へのはみ出し



適切なタイヤやホイールを使用しなければ、車体に接触したり、ブレーキ油などがこぼれ出たり、また、車体から突出する、こぼれがあり、歩行者に被害を及ぼすおそれがあります。

③ 運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付け
(貼付状態で可視光透過率70%未満)



視界障害及び助手席の窓ガラスに濃い色の着色フィルムを貼ることにより、周囲の状況が確認しにくくなり、大変危険です。

④ 基準外ウイングの取付け



車体からはみ出したウイングは、歩行者等に接触し、被害を及ぼすおそれがあるため、大変危険です。

⑤ 灯火類の灯光の色変更及び回転灯等の取付け



制動灯、方向指示器等はそれぞれ灯光の色が定められており、その他の色を使用することは規制を踏み、他の交通を阻害し、事故を発生するおそれがあり、大変危険です。

**⑥ A. 荷台さし枠の取付け・燃料タンクの消滅
B. 突入防止装置の切断・取外し
C. 大型後部反射器の取外し**



⑦ 前面ガラス等への装飾板の装着



車体からはみ出したウイングは、歩行者等に接触し、被害を及ぼすおそれがあるため、大変危険です。

⑧ 速度抑制装置(スピードリミッター)の解除・取外し



速度抑制装置は、速度を抑制する装置であり、解除すると速度が規制値を超え、事故を発生するおそれがあります。

**⑨ デイジーセル自動車自動車を排出する
蒸煙**



不正改造別

不正改造は犯罪です!!

不正改造車の使用者
整備命令の発令

不正改造を実施した者
6か月以下の懲役又は
30万円以下の罰金



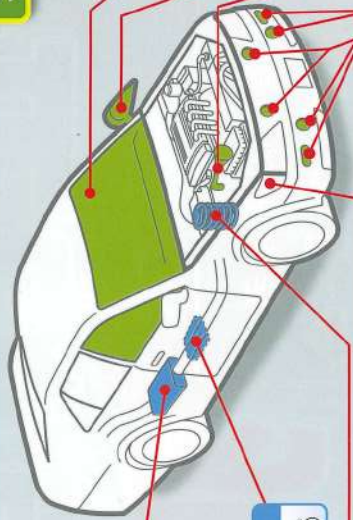
不正改造車を排除する運動

推進：国土交通省、不正改造防止推進協議会 後援：内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省、環境省、協力：独立行政法人自動車技術総合機構、日本自動車技術協会

- ※不正改造車、迷惑運転車、悪質ドライバーを排除する運動
- 国土交通省、不正改造防止推進協議会
- 北海道運輸局 011-290-2752 中標津(仮区域) 052-952-8042 四国運輸局 087-802-6783
 - 東北運輸局 022-791-7534 中標津(原野) 052-952-8044 九州運輸局 092-472-2537
 - 北陸運輸局 025-285-9155 近畿運輸局 06-6949-6453 沖縄自動車局 098-866-1837
 - 関東運輸局 045-211-7254 中国運輸局 082-228-9142
- http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkensei/tenkensei.htm

不正改造等の主な事例

乗用車



消音器
 ○内臓排気管を排気機とする自動車には、騒音基準値等に適合する消音器を備えなければならない。
 (道路運送車両の保安基準第30条)

触媒装置
 ○触媒等が取り外されていないこと。
 (道路運送車両の保安基準第31条)

サスペンション
 ○切歯等により、ばねの一部又は全部が除去されていないこと。
 (道路運送車両の保安基準第14条)

車幅灯
 ○白色であること。方向指示器、非常点滅表示灯又は前方灯と一体又は兼用のもの及び二輪車等については、橙色でもよい。
 *燈罩が白色の場合、灯罩の裏面は、白色のほか、淡青色又は白色であること。
 (道路運送車両の保安基準第34条)

後退灯
 ○白色であること。
 (道路運送車両の保安基準第36条)

制動灯
 ○赤色であること。
 (道路運送車両の保安基準第37条)

方向指示器
 ○橙色であること。
 (道路運送車両の保安基準第39条)

後部反射器
 ○赤色であること。
 (道路運送車両の保安基準第38条)

基準外のウイング
 ○側方への翼形状を有していないこと。
 (道路運送車両の保安基準第18条)

標準外のウイング
 ○側方に取り付けられていないこと。
 ○斜め突起がないこと。
 ○その付近の端外側、端後端とらならないこと。等
 (道路運送車両の保安基準第18条)

乗用車・貨物車共通

シートベルトリミッターの不正確解除
 ○運転席にシートベルトが装着されていない場合にその音を運転席者に警告する装置(シートベルトリミッター)による警告表示等を、機能を用いて不正に解除すること。

前面ガラス、運転者席及び助手席の窓ガラス
 ○指定以外のステッカー貼付は不可。
 ○前面ガラス等に接触を改善した状態又は運転席および助手席の窓ガラスに着色フィルム等を貼り付けた状態で運転が開始し、過率が1%未満のもの不可。
 (道路運送車両の保安基準第29条)

バックミラー
 ○鏡体が突起がないこと。
 ○歩行者等に接触した際に衝撃を緩和できる構造であること。
 (道路運送車両の保安基準第19条、第44条)

警告器
 ○音が自動的に断絶するものは不可。
 ○音の大きさや音色が自動的に変化する又は運転席で感知に変化させることができるものは不可。
 (道路運送車両の保安基準第42条)

前部霧灯
 ○白色又は淡青色であること。○同時に3個以上点灯しないこと。
 (道路運送車両の保安基準第33条)

その他の灯火(デイライト)
 ○青色でないこと。○光量300cd以下であること。○点滅しないこと。
 (道路運送車両の保安基準第42条)

タイヤ
 ○回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。
 (道路運送車両の保安基準第18条)

直前直左確認鏡
 ○運転者席において、一定の基準の障害物を確認できる顕像を備えなければならない。
 (道路運送車両の保安基準第44条)

不正な二次乗装
 ○新船乗受後後に燃料タンクの増設。
 ○容量が大幅に異なる燃料タンクへの変更。等
 (構造等変更検査の手続きが必要になります。)

速度抑制装置(スピードリミッター)
 ○自動車に90キロメートル毎時を超えて走行しないよう燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度制御を円滑に行えるものであること。
 ○速度抑制装置を装着していることを示す黄色のステッカーが車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面に配付されていること。
 (道路運送車両の保安基準第8条)

二輪車

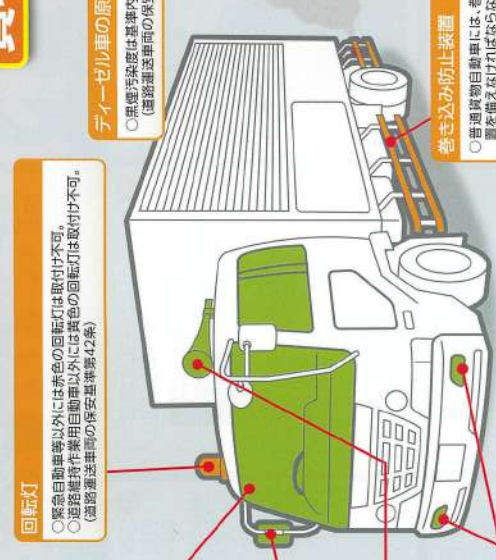


消音器
 ○内臓排気管を排気機とする自動車には、騒音基準値等に適合する消音器を備えなければならない。
 (道路運送車両の保安基準第30条)

触媒装置
 ○触媒等が取り外されていないこと。
 (道路運送車両の保安基準第31条)

クルマのチェックを忘れずに!

貨物車



回転灯
 ○緊急自動車等以外には赤色の回転灯は取付け不可。
 ○道路維持作業用自動車以外には黄色の回転灯は取付け不可。
 (道路運送車両の保安基準第42条)

ディーゼルの原動機
 ○黒煙抑制装置は基準値であること。
 (道路運送車両の保安基準第51条)

巻き込み防止装置
 ○普通貨物自動車には、巻き込み防止装置を備えなければならない。
 (道路運送車両の保安基準第18条の2)

タンク(土砂等運搬)
 ○土砂等を運搬するタンク車には、さし棒の取付けがないこと。
 ○荷台の一部を高くする等の改造がないこと。
 (道路運送車両の保安基準第27条)

突入防止装置
 ○自動車の後面には、突入防止装置を備えること。
 (道路運送車両の保安基準第18条の2)

大型後部反射器
 ○貨物運送自動車には、後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えなければならない。
 (道路運送車両の保安基準第38条の2)

不正改造は犯罪です!

大丈夫ですか? あなたのクルマ

支部だより

01 行事

支 部	開催日	場 所	内 容
尾 西	5月21日	一宮市役所 特別会議室	一宮市民病院へ医療支援寄付を行った。



尾西 一宮市役所 特別会議室

02 総 会

支 部	開催日	場 所
知 多	5月22日	知多陸青会通常総会 (株) ユートランス会議室



知多 知多陸青会通常総会

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底について

国土交通省及び全ト協より新型コロナウイルスの予防・まん延防止の徹底について周知依頼がありました。会員の皆様におかれましても下記URLに記載の対策に従い、予防・まん延防止徹底にご協力下さいますようお願い申し上げます。

また、従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、速やかに各運輸局に報告いただくようお願い致します。

◆首相官邸ホームページ『新型コロナウイルス感染症に備えて』
<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

国道23号通行ルール(名古屋南部地域)

沿道環境改善のため

大型車は中央寄り走行

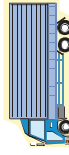
にご協力をお願いします。

歩道寄りの車線は、
沿道環境に配慮する車線
【環境レーン】です。

対象車種

大型車

大型貨物車



1ナンバー

小型貨物車



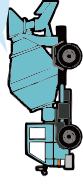
4、6ナンバー

大型バス
マイクロバス



2ナンバー

特種自動車



8ナンバー

実施区間

国道23号(名古屋南部地域)

緑区大高町

(名古屋南インター交差点)

海部郡飛島村

(梅之郷交差点)



※写真はイメージで現地の状況と必ずしも一致しません。

国道23号通行ルール(名古屋南部地域)



国土交通省・環境省・愛知県・名古屋市・愛知県警・愛知県トラック協会

国土交通省 中部地方整備局 道路部 計画調整課 052-953-8171

国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所 052-853-7323

お問い合わせ

令和 2 年度 全ト協表彰

優秀運転者顕章候補者の推薦について

本表彰は、安全運転を心がける優秀な運転者に対し、無事故の誇りを持たせ他の模範とするとともに、交通道德の高揚と安全意識向上を図ることを目的として、公益社団法人全日本トラック協会会長より贈られる表彰です。

本表彰につきまして、下記により該当候補者を推薦下さいますようお願いいたします。

なお、本表彰は「トラックあいち 5 月号」にてご案内致しました警察関係の表彰とは異なりますのでご注意ください。

1. 推薦条件（両方の条件を満たすこと）

章の種類	無事故・無違反の期間	営業用トラック運転歴
金十字章	20 年以上（平成 12 年 6 月 1 日以前から）	15 年以上（平成 17 年 6 月 1 日以前から）
銀十字章	10 年以上（平成 22 年 6 月 1 日以前から）	7 年以上（平成 25 年 6 月 1 日以前から）

※無事故・無違反の期間は、令和 2 年 5 月末日より遡って計算願います。

（優秀運転者顕章に係る無事故・無違反期間早見表を参考にしてください。）

※各章の無事故・無違反の期間は、営業用・自家用・県内県外を問わず通算した年数です。

※無事故・無違反とは、次の各項目に該当しないことをいいます。

また、自己の責に帰すべき理由に寄らない事故も無事故とします。

- ① 人身に係る事故を起こした場合。
- ② 損害額 1 万円以上を超える物損事故を起こした場合。
- ③ 事故または違反により罰金以上の刑に処せられた場合。

2. 提出書類

- 優秀運転者顕章候補者推薦書（様式 1）

※提出は E X C E L 形式のまま下記アドレスに送信して下さい。

※安全運転センター発行の無事故・無違反証明書及び SD カードは不要です。

3. 推薦上の注意

- (1)既に受章済みの章は、重複して受章することはできません。
- (2)同時に複数の章へ推薦することはできません。
- (3)提出書類は、愛ト協HPよりダウンロードして使用して下さい。
※サイト内検索で「表彰」と検索していただくとダウンロードページに移動します。
- (4)提出された書類の内容について、問い合わせをさせて頂く場合がありますので、「優秀運転者顕章候補者推薦書（様式1）」に、貴事業所表彰担当者の連絡先を必ずご記入下さい。
- (5)書類提出後、違反や事故をおこした場合には、直ちに当協会総務課全ト協表彰担当まで連絡願います。

4. 提出先及び問い合わせ先（すべてメールでの受付になります。）

提出先メールアドレス：award@aitokyo.jp

お問い合わせ先：（一社）愛知県トラック協会 総務課
TEL 052-871-1921

5. 提出期限

令和2年7月27日（月）必着

6. 受章者決定の時期と通知

受章者決定は、令和3年3月上旬頃（予定）に会社宛に郵送にて通知いたします。

【業務課からのお知らせ】

・愛知県内事故状況(2020年5月31日現在)

	【5月】			【年計】		
	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数
発生数	1,510	13	1,775	9,982	68	11,878
前年比	-892	5	-1,134	-2,929	17	-3,670
増減率(%)	-37.1	62.5	-39.0	-22.7	33.3	-23.6

支部地域別死者数

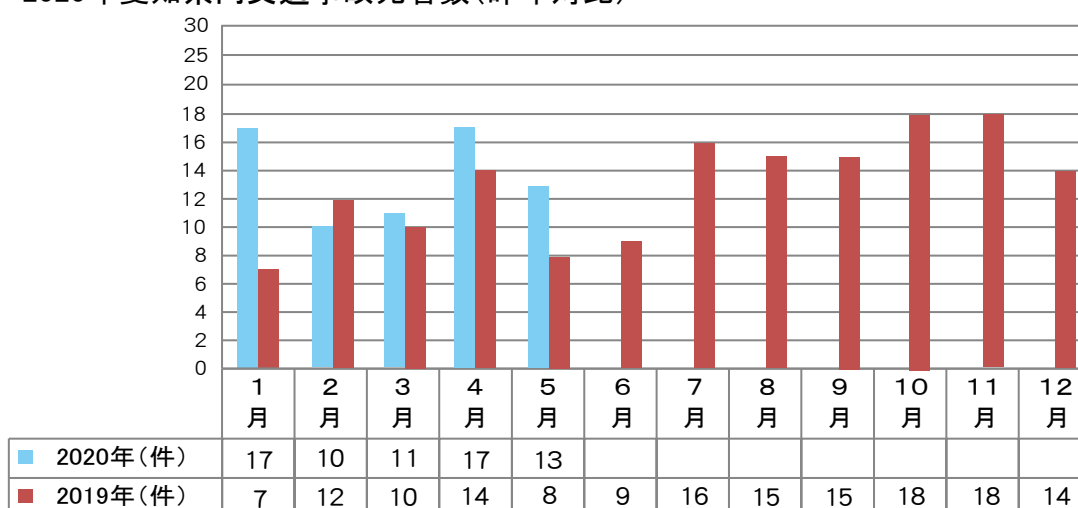
	【5月】									
	第一	第二	第三	第四	尾東	尾西	知多	西三	東三	高速
年計	8	3	3	2	7	12	10	15	7	1
前年比	6	-2	1	1	4	-1	5	2	1	0
支部月計	2	1	0	1	1	3	1	1	3	0

愛知県内事業用貨物自動車死亡事故発生数

	【5月】		【年計】	
	件数	死者数	件数	死者数
事業用	1	1	11	11
会員※	0	0	8	8
第一原因※	0	0	5	5

※事業用の内数。第一原因数は自己調査の進捗により、変更になる場合があります。

・2020年愛知県内交通事故死者数(昨年対比)



夏は飲酒運転事故が多発！

6月～9月は飲酒運転重大事故の多発月です。[※]

暑くなり、冷たいビールがおいしく感じる季節です。

外出等の自粛要請は段階的に緩和されますが、飲酒運転根絶に
に対する気持ちは緩和しないでください。

家族で、職場で、お店で、飲酒運転を出さない声掛けをお願いします。

※ H27年からR1年までの5年間の交通事故を分析

飲酒運転は 犯罪



「飲酒運転は犯罪」動画を
ユーチューブ愛知県警察公式
チャンネルにアップしています。
是非、ご覧ください。

 愛知県警察
AICHI POLICE



軽油価格調査

(愛ト協調へ)

5 月 末 調 査

単 純 集 計

(単位：円)

購入形態	ス タ ン ド			ロ ー リ ー			カ ー ド			合 計		
	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低
価 格	106.00	81.70	66.00	82.90	66.60	59.50	103.00	83.80	73.00	106.00	73.30	59.50

月 間 購 入 量 別 集 計

月間購入量	ス タ ン ド			ロ ー リ ー			カ ー ド			合 計		
	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低
30kℓ未満	106.00	85.60	66.00	82.90	67.30	59.50	103.00	85.90	76.50	106.00	79.60	59.50
30～50kℓ未満	76.00	73.50	71.00	79.00	69.40	63.60	—	—	—	79.00	70.60	63.60
50～100kℓ未満	76.80	76.80	76.80	68.00	64.50	59.60	—	—	—	76.80	66.10	59.60
100kℓ以上	76.00	76.00	76.00	71.50	65.80	62.40	73.00	73.00	73.00	76.00	68.30	62.40

支 払 期 限 別 集 計

支払期限	ス タ ン ド			ロ ー リ ー			カ ー ド			合 計		
	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低
30日未満	106.00	89.80	76.80	82.90	68.10	59.60	103.00	87.50	76.50	106.00	79.30	59.60
30～60日未満	86.50	75.80	66.00	79.00	65.90	59.50	73.00	73.00	73.00	86.50	69.40	59.50
60日以上	—	—	—	68.00	65.70	63.60	82.00	82.00	82.00	82.00	68.90	63.60

※上記価格のうちには、購入先から未請求のため、調査時点で判明している価格をご回答頂いたものを含みます。
なお消費税は含まれておりません。

軽油価格推移表

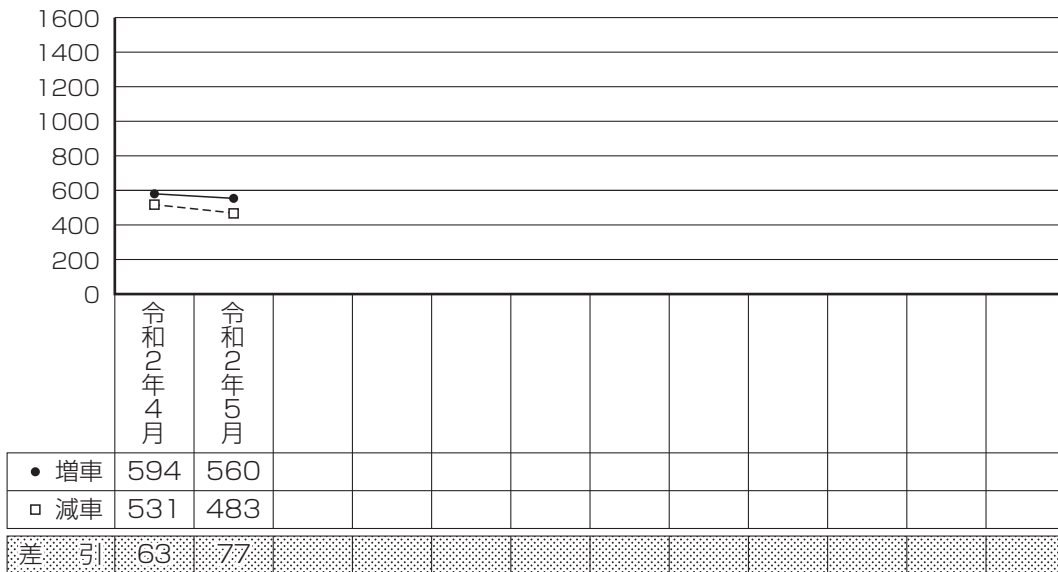
(単位：円)

購入形態	月 別	ス タ ン ド			ロ ー リ ー			カ ー ド			
		最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	
令和元年	5月	125.70	109.90	101.50	125.70	101.60	97.40	129.50	112.40	107.90	
	6月	119.00	106.00	94.00	103.60	95.40	91.40	129.50	109.60	103.40	
	7月	119.00	104.90	94.50	101.00	95.30	92.70	124.50	106.60	99.50	
	8月	114.00	103.10	92.50	102.00	93.70	90.40	124.50	106.20	99.10	
	9月	114.00	103.80	94.00	99.00	93.30	90.80	122.00	104.00	94.70	
	10月	111.00	102.20	92.00	100.00	93.70	90.90	121.00	106.80	101.30	
	11月	116.00	103.00	96.00	101.00	94.60	90.00	121.50	105.60	100.00	
	12月	112.50	104.00	96.50	103.00	96.10	89.00	105.50	103.70	102.00	
	令和2年	1月	120.00	107.40	99.10	105.00	98.80	94.30	124.00	106.90	96.50
		2月	120.00	104.70	96.50	106.00	93.70	89.30	127.00	110.80	103.00
		3月	102.00	98.00	87.00	99.00	85.20	72.00	122.00	103.20	94.30
		4月	116.00	88.50	74.90	89.00	71.90	65.20	114.00	93.60	81.20
5月		106.00	81.70	66.00	82.90	66.60	59.50	103.00	83.80	73.00	

一般貨物自動車が増減車動向について

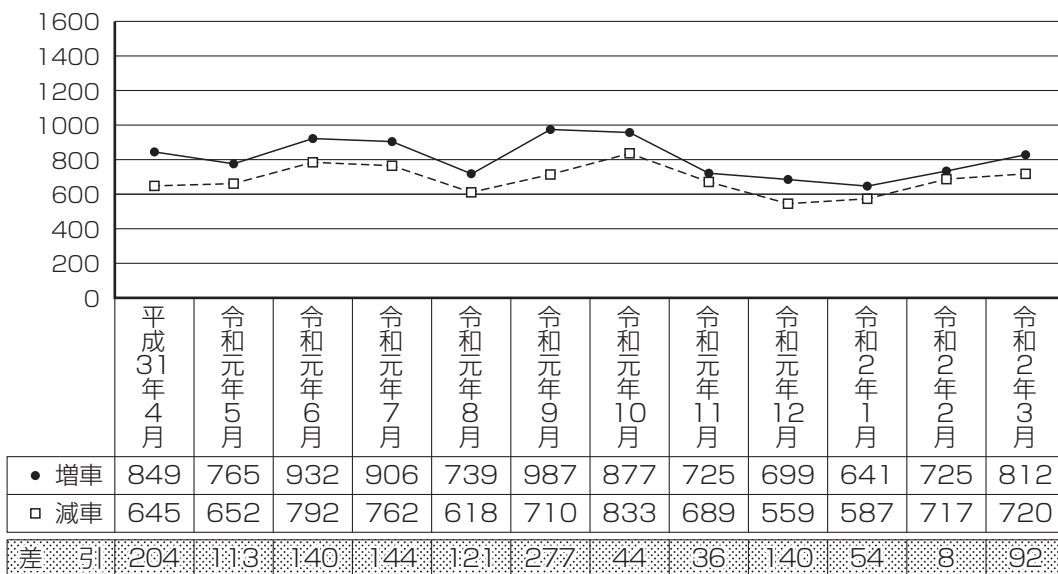
資料提供：愛知運輸支局

令和2年5月の増減車



令和2年度増減車（5月）	
増 車	1,154両
減 車	1,014両
差 引	140両

平成31年4月～令和2年3月の増減車



令和元年度増減車（3月）	
増 車	9,657両
減 車	8,284両
差 引	1,373両

中部地方における運輸の動き

《令和2年2月分》

令和2年5月27日発行





〒460-8528






名古屋市中区三の丸2-2-1

中部運輸局 交通政策部 消費者行政・情報課


TEL 052-952-8047

〈貨物輸送〉

モード別	JR貨物	トラック			フェリー (トラック航送)
		特別積合	宅配便	一般	
対前年同月 増減率(%)	—				
	—	▲ 5.1	▲ 3.0	▲ 7.2	0.1

モード別	倉庫		港湾運送	航空	
	普通倉庫 (東海3県主要)	冷蔵倉庫 (名古屋地区)		国際線	国内線
対前年同月 増減率(%)					
	5.1	▲ 4.4	▲ 7.6	▲ 2.0	11.6

凡例 (対前年同月増減率)

+5%以上	+5%未満 +1%以上	+1%未満 -1%超過	-1%以下 -5%超過	-5%以下
				

支部行事

6

月

名古屋第二支部

(9日) 支部役員会

尾東支部

(3日) 小牧部会 役員会

(9日) 春日井部会 通常総会

(16日) 小牧部会 通常総会

(19日) 瀬戸旭・守山部会 通常総会
支部通常総会

(23日) 豊田部会 交通安全教室
みよし市立北部小学校

尾西支部

(2日) 第二班総会

西三支部

(2日) 岡崎部会 臨時役員会

(13日) 安城部会 健康診断

(17日) 刈谷部会 役員会

(20日) 安城部会 健康診断

(22日) 安城部会 臨時役員会

(23日) 西尾部会 役員会

東三支部

(17日) 豊橋陸運協会 通常総会

(20日) 田原陸運協会 定例会

(22日) 支部役員会

(25日) 蒲郡陸運協会 定例会

☆ご注意下さい☆

不正軽油は使用しないで下さい！

青年部会

愛知県トラック協会 青年部会

● 5月会議・委員会開催状況


- 第2回三役会(5月11日)
審議事項 ・第23回通常総会・研修セミナーについて
- 第2回総務委員会(5月12日)
審議事項 ・第23回通常総会について
- 第1回事業委員会(5月13日)
協議事項 ・令和2年度事業計画について
- 第1回研修委員会(5月14日)
協議事項 ・令和2年度事業計画について
- 第2回理事会(5月20日)
審議事項 ・第23回通常総会について
協議事項 ・令和2年度青年部会事業について

● 7月の活動予定

- 7日(火) 第4回総務委員会
- 8日(水) 第3回事業委員会
- 9日(木) 第3回研修委員会
- 15日(水) 第4回理事会

青年部会 会員募集中!

青年部会とは?
愛知県トラック協会の会員事業者で、50歳以下の経営者、
もしくはこれに準ずる方で構成されており、研修セミナーや各イベントを
部会員自ら企画・実行することにより、自己研鑽を行っています。
また、部会員相互の情報交換、交流などを密に行うことにより、
青年部会ならではのネットワークを形成し、事業に役立てています。



全日本トラック協会HPに青年部会ページができました
http://www.jta.or.jp/sub_index/seinen.html
全国、各県の青年部のお知らせが載りますので、是非ご覧ください。どなたでも閲覧可能です。

愛知県トラック協会 女性部会のご案内

【女性部会目的】

本会は女性経営者及びそれに準ずる者等が結集し、交流の輪を広げ、
研鑽を重ねて資質の向上を図りながら協会活動に積極的に参画し、
業界の社会的地位を高めることに寄与することを目的とする。(会則第2条)

【部会員数】 37社 38名 (令和2年5月現在)

【代表者】 部会長 竹市 五倫 (稲沢運輸株式会社 代表取締役)

【今後の活動予定】(令和2年度)

9月3日(木) 労務管理セミナー(仮) (場所:愛知県トラック会館)

愛ト協女性部会では、各種セミナー、交流会、交通安全祈願、各種会議(総会・役員会)などを開催。

また、全日本トラック協会女性部会中部ブロック協議会(愛知県、静岡県、福井県)を設立し、他
県女性組織との交流を深めるため、年1回ブロック研修会を開催しております。

【会費】 年会費 12,000円

【問い合わせ先】

愛知県トラック協会女性部会事務局

〒467-8555 名古屋市瑞穂区新開町 12-6

《TEL》052-825-5000

《Eメール》ata-female@aitokyo.jp

是非、一緒に活動
しませんか？

陸 災 防

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 愛知県支部

愛知労働局管内 死傷災害発生状況(令和2年4月末日で集計)速報値

資料出典: 厚生労働省資料

業種	年別	令和2年	令和元年	同期比	増減率
製 造 業		481 (0)	431 (5)	50 (-5)	11.6%
建 設 業		178 (4)	150 (5)	28 (-1)	18.7%
陸上貨物運送事業		286 (4)	241 (1)	45 (3)	18.7%
小 売 業		188 (1)	154 (1)	34 (0)	22.1%
通 信 業		44 (0)	47 (0)	-3 (0)	-6.4%
社会福祉施設		102 (0)	70 (0)	32 (0)	45.7%
飲 食 店		72 (0)	61 (0)	11 (0)	18.0%
清掃・と畜業		87 (1)	80 (0)	7 (1)	8.8%
上記以外の事業		275 (1)	269 (3)	6 (-2)	2.2%
合 計		1,713 (11)	1,503 (15)	210 (-4)	14.0%

※()内は死亡者数で内数である。

(愛知県内)

災害発生状況は前年同期比で、死亡者数は4人減少しているが、死傷災害は210人増加している。

(陸上貨物運送事業)

死傷災害発生件数・死亡者数がともに増加している。

今年は第13次労働災害防止5カ年計画の3年目であるが、死傷災害は年々増加している。

4月末における死亡者は4人、直近では平成28年と同数で、この年の確定値は7人であった。

陸上貨物運送事業死亡災害一覧(令和2年抜粋)

発生月	被災者職名	年齢	事故の型	災害状況
2月	作業員	70代	荷姿の物	白菜の入った段ボール箱48個をパレットの上に積み上げる作業をしていたところ、5段目のダンボール箱上(1.85 m)から墜落した。
3月	運転者	30代	荷姿の物	倉庫内で積荷を確認するため荷上(最高高さ4.5m)での作業中に墜落した。
3月	運転者	50代	フォークリフト	荷物を運搬してきたトラック運転手が荷主先の事業場を徒歩で移動中フォークリフトに轢かれた。
3月	作業員	50代	交通事故(道路)	ドライバー助手が同乗するトラックで道路を走行中、追い越し車線から走行車線へ車線変更する際に、走行車線後方を走る大型トラックに後方部が接触しガードレールを乗り越え横転、ドライバー助手が死亡し運転手は軽傷をした。



トラックの保険なら 中交協が絶対おすすめ!

次の要件を備えた方にご加入いただけます。 ※ご加入には、一定の出資払い込みをしていただきます。

- ① 貨物自動車運送事業法に基づく貨物自動車運送事業を営む方
- ② 中交協の事業地区(愛知県・福井県・石川県・富山県・静岡県・岐阜県)内に事業所を有する方



おすすめ
ポイント

1

サポート体制が整っているから安心!

豊富な事故防止サービスで事故の根絶に努めています

- 法定義務講習 ■ 法定義務適性診断(国土交通省認定) ■ 事故防止機器等助成
- 一般講習 ■ 一般適性診断(巡回型・可搬型) ■ 個別講習会等の安全運転コンサルティング

おすすめ
ポイント

2

共済掛金がだんぜんお得!!

割引制度が充実しているから、掛金が割安。また、新規加入契約時に損害保険会社の優良割引がある方は、一定の条件により、準用することもできます。

各種
割引
制度

優良割引

組合員ごとに契約車両数により
1%~75%割引
299両以下の場合

最高**65%**割引

一括契約割引

該当する共済種類ごとに

5%割引

多数契約割引

共済種類ごとに契約車両数により

1%~10%割引

自賠責共済 セット割引

当組合の
自賠責共済契約がある
対人共済から

2%割引

おすすめ
ポイント

3

幅広い業務を行っているので 組合員様のニーズにぴったり合った商品が選べる!

交通共済事業のほかにも、自賠責共済、また交通共済事業ではカバーしきれないリスクに備えるために損保の商品をご提案し組合員の皆様のリスクマネジメントをトータルに行っています。



組合員特典

- 割戻制度 ■ 配当制度 ■ 組合員等表彰制度 ■ 商工中金の融資資格

※各制度は、一定条件を満たす組合員が対象となります。

- 無料法律相談

- 無料ロードサービス ※適用については条件(対象車両・補償範囲)があります。



SDGsへの取り組み

地球にやさしい
貨物運送事業をめざして

大気や水の汚染、オゾン層の破壊による温暖化など地球を取り巻く環境は悪化の一途をたどっています。人にも環境にも優しい「エコドライブ」を組合員の皆さまが推進されることで、SDGsゴールの実現に一歩近づくことが期待されます。

7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



13 気候変動に
具体的な対策を



エコドライブの推進

~わたしたち貨物運送事業者にも出来ることがあります~

- 急加速・急発進の禁止
- ムダなアイドリングはストップ
- 日常点検・車両整備
- 法定速度の遵守

中部交通共済は組合員の皆さまとともにSDGsの達成に貢献します!

お問い合わせ・お申し込みは、下記までお気軽にお電話ください。

中部交通共済協同組合

詳細は、
ホームページへ

中交協



www.chukokyo.jp

名古屋第一事務所 TEL(052)715-5101 名古屋第二事務所 TEL(052)715-5102 豊橋事務所 TEL(0532)57-5188

名古屋第三事務所 TEL(052)715-5103 名古屋第四事務所 TEL(052)715-5104 〒440-0886 豊橋市東小田原町48番 セントラルレジデンス 202号

〒460-0026 名古屋市中区伊勢山二丁目5番21号



19000684

NGV

クリーンな排気ガス&石油代替エネルギー

エネルギー
セキュリティに
貢献

天然ガス自動車

は将来も安心してご利用いただけます。



大型天然ガストラック(車両総重量25t)



天然ガス小型バン

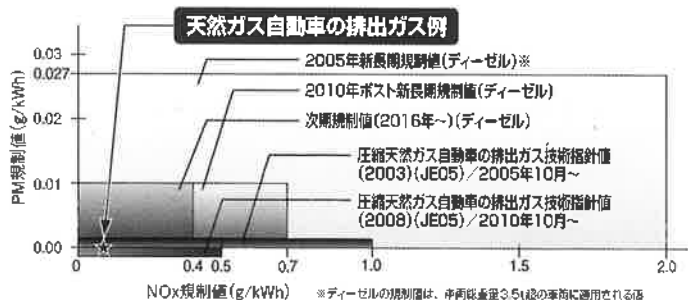


天然ガストラック

愛する地球の
未来のために
天然ガス自動車で走ろう!!



天然ガストラックはポスト新長期規制適合車です。
粒子状物質(PM)排出は0(ゼロ)です。



重量車(車両総重量3.5t超~12t以下)のNOx・PM規制値との関係

天然ガス自動車はエネルギーの強靱化に貢献します!

エネルギーの約98%を石油に依存する運輸分門において、天然ガストラックの導入は、トラック輸送の安定化と大規模災害時のセキュリティに貢献します。

天然ガスは世界各地に分布するため安定供給が可能で、シェールガス開発により可採年数も約250年に増大し、石油代替エネルギーとして注目を集めています。



シェールガスの採掘イメージ

【お問い合わせ】 東邦ガス株式会社 都市エネルギー営業部 営業第一G(天然ガス自動車担当)
〒456-8511 名古屋市熱田区桜田町19-18 TEL052-872-9356/FAX052-872-9766



TOHO GAS